県南広域振興局長告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年8月4日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 盛岡和賀線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市太田第43地割134番1地先から轟木7地割206番1	新	m	m
地先まで		57. 7∼22. 1	104. 8
	IΠ	22. 1~22. 1	104. 8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 折壁大原線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木9番4地先から1番5地先まで	新	m	m
		22.9~10.2	64. 6
	旧	31.7~10.2	64. 6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで
- 3(1) 道路の種類 一般国道
 - (2) 路線名 284号
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木19番11地先から6番2地先まで	新	m	m
		35. 6~21. 3	100. 0
	旧	35. 1∼21. 4	100.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで